

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係	
許 認 可 等 名	防火対象物の定期点検報告制度の特例認定	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第8条の2の3第1項	
連 絡 先	(電話 656 - 1193)	
審 査 基 準	基 準	<p>防火対象物定期点検報告の特例認定を受ける要件は消防法第8条の2の3第1項の規定によるもの。</p> <p>なお、審査基準の詳細については、消防法施行規則第4条の2の6及び防火対象物の点検基準に係る事項等を定める告示(平成14年消防庁告示第12号)並びに別添、防火対象物定期点検報告制度に係る特例認定の審査項目基準によるもの。</p> <p>申請様式 消防法施行規則第4条の2の8第2項(別記様式第1号の2の2の2)</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 6 ~ 10日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)